

東京都高等学校体育連盟 規約の改訂について（案）

「第5章 役員・その他」の規程について以下の通り、改訂する。

【改訂前】

第11条 役員は加盟校の理事長・校長・副校長・教頭・主幹教諭・主任教諭および教諭、一般職非常勤職員の職にある者があたる。

役員の任期は各2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

【改訂後】

第11条 役員は加盟校の理事・校長・副校長・教頭・主幹教諭・主任教諭および教諭、非常勤職員の職にある者があたる。

役員の任期は各2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

【改訂理由】

学校法人の組織や学校内の呼称の現況に即した職名に変更する。